

令和 8 年 3 月 2 3 日

福祉部介護保険課

江東区介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

令和 7 年度税制改正における給与所得控除の見直し（給与の収入金額が 5 5 万 1 千円以上 1 9 0 万円未満である区民を対象とした最低保障額引き上げ）に伴い、第 9 期（令和 6 ～ 8 年度）保険料は、その影響を考慮せず設定されていることから、保険料の算定に関する所得額の算定方法の特例を令和 8 年度のみ設ける介護保険法施行令の改正があり、これに伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

上記の給与所得控除の見直しに伴い、住民税課税状況や合計所得金額等に基づき設定している第 1 号被保険者の保険料段階の変動による予定外の保険料収入の減少を防ぐ。

(1) 特例措置

給与所得控除が引き上げられたため、給与所得額を含む合計所得金額が減少し、被保険者本人の令和 8 年度の特別区民税が非課税となり、保険料段階が下がることを防ぐため、改正前の介護保険法施行令に基づき算定した合計所得金額に引上げ額を加算した額を用いることとする。（附則第 1 1 条関係）

給与所得控除が引き上げられたため、被保険者の世帯の世帯主及び世帯員のうちのある者の合計所得金額が減少することにより、当該者が令和 8 年度の特別区民税非課税となり、被保険者が特別区民税世帯非課税者となり、標準段階の移動が生じるため、改正前の介護保険法施行令に基づき算定した合計所得金額に引上げ額を加算し

た額を用いることとする。(附則第12条関係)

(2) その他規定の整備(第13条関係)

区長が特に介護保険料の減免をする必要があると認めるときは、職権により減免できるよう所要の規定を整備する。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

江東区介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>3 (略)</p> <p>第14条～第20条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(加える)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、区長は、特に減免する必要があると認めるときは、職権により保険料を減免することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第14条～第20条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p><u>(令和8年度の保険料の額の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p>第11条 第1号被保険者 <u>(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)</u>のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者)の令和8年度における保険料の額の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以</p>

下「合計所得金額」という。) (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料の額の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第

35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料の額の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、

「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料の額の算定に関する基準の特例）

（加える）

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料の額の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者がいるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなさ

れた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同

年の合計所得金額を控除して得た額が、
同年中の給与等の収入金額から55万円
を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65
万1,000円以上161万9,000
円未満であり、かつ、地方税法第295
条第3項に規定する政令で定める基準に
従い当該市町村の条例で定める金額から
同年の合計所得金額を控除して得た額が
10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が16
1万9,000円以上190万円未満で
あり、かつ、地方税法第295条第3項
に規定する政令で定める基準に従い当該
市町村の条例で定める金額から同年の合
計所得金額を控除して得た額が、65万
円から、同年中の給与等の収入金額から
当該給与等の収入金額を別表第5の給与
等の金額として、別表第5により当該金
額に応じて求めた別表第5の給与所得控
除後の給与等の金額を控除して得た額を
控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険
料の額の算定についての第6条第1項の規定
の適用については、当該第1号被保険者が前
項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第
2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当
するときは、当該第1号被保険者は、同年度
分の地方税法の規定による市町村民税が課さ
れている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。